

令和8年第1回定例会（令和8年3月10日）

総務企画消防委員会委員長（三重 忠昭 委員長）

去る3月4日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました「議第1号 令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)」関係部分ほか6件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、「議第1号 令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)」関係部分についてであります。

職員課関係部分では、定年退職や自己都合等による退職者の退職手当の追加額を計上しているとの説明に対し、委員から他市町村で問題となっている若年層、中堅層の離職状況について質疑があり、当局から家業の継承や介護、転職といった理由に一定数離職される方がいるとの答弁がありました。

次に、財政課関係部分では、国の補正予算に伴い追加措置された普通地方交付税のうち、臨時財政対策債の償還財源として9,055万9,000円を別府市減債基金に積み立てる等の説明がありました。

次に、情報政策課関係部分では、基幹業務システムを国が定めた統一的な標準仕様に移行する一環として予定していた改修費について、事業者から共通プログラムが提供されたことで、当初見込んでいた構築費用が大幅に圧縮できたことから不用額6,261万5,000円を減額するとの説明がありました。

委員から自治体システムの標準化を進める中で窓口サービスなどにどのような影響があるのかとの質疑に対し、当局から共通の仕様を導入することで、法律改正時に迅速な対応が可能になることや行政の効率化が図れるとの答弁がありました。

続きまして、防災危機管理課関係部分では、地域未来交付金を活用し、災害時の備蓄品の購入について、令和8年度購入予定の備蓄品を一部前倒して購入するための経費2,924万3,000円を追加補正するとの説明に対し、委員から消耗品や消費期限が近くなった食料品の取り扱いについて質疑があり、当局から、地区の防災訓練の参加者に提供しており、廃棄がないように努めているとの答弁がありました。

次に、消防本部関係部分では、消防水利事業において耐震性貯水槽の新設等において部品の納入遅れ等の影響により年度内の完了が見込めないことから4,255万2,000円を令和8年度へ繰り越す等の説明がありました。

その他、歳入歳出予算の計数整理として、資産税課関係部分では、地価下落を固定資産税における土地の評価に反映させるため、鑑定評価により下落地点を把握することに伴い、当該地点が当初見込みを下回ったことから不用額146万9,000円を減額すること。

次に、政策企画課関係部分では、今年度住居表示を実施した町の実施時点での

世帯数が見込みを下回ったことに加え、入札差額が生じたことから3,588万6,000円を減額すること。

次に、会計課関係部分では、市が支出する公金の振込件数が当初見込みより減少することに伴い手数料を減額すること。

次に、議会事務局関係部分では、議場傍聴席に設置した大型ディスプレイによる映像及び音声字幕変換表示に関する議場傍聴席の施設改修費用について、契約額が予算措置額を下回ったため、不用額173万円を減額すること。

最後に、行政委員会総合事務局関係部分では、去年の参議院議員通常選挙の執行経費の精算に伴い、減額補正しているとの説明がなされた次第であります。

以上1件の予算議案におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

次に1件の条例議案及び5件のその他議案の審査についてであります。

初めに、「議第29号 別府市火災予防条例の一部改正について」では、関係省令の一部改正により、簡易サウナ設備が規定されたこと等に伴い条例を改正するものとの説明がありました。

委員から簡易サウナの管理、監督方法や申請状況について質疑があり、当局から消防本部に申請があった際は、書類審査及び現地調査を実施しており、簡易サウナについてはイベント時に5件ほど設置した実績があるが、現在は撤去されているとの答弁がありました。

次に、「議第30号 連携協約の変更に関する協議について」では、第3期大分都市広域圏ビジョンの策定に伴い、大分市と締結した連携協約の一部を見直し、変更するとの説明がありました。

委員から大分都市広域圏ビジョンによる実績について質疑があり、当局から公共施設予約システムの運用開始、構成市町の若手職員が圏域が抱える課題解決に向けた施策を話し合う未来創造塾等があるとの答弁がありました。

続きまして、「議第31号 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について」及び「議第32号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について」では、別府市と佐伯市に設置している公民館やスポーツ施設などを相互利用するため、関係法令に基づき、議会の議決を求めるとの説明がありました。

委員から市内の公共施設を市民の方が優先的に利用できるような取組について質疑があり、当局から各施設に他市の方の利用状況などの実態調査を進めており、実態に応じた対応を施設所管課と検討していきたいとの答弁がありました。

最後に、2件の「市長専決処分について」であります。

「議第35号」では、2月8日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費について説明がありました。

委員から他市町村で実施している電子投票に関する質疑があり、当局から全国的

に事例が少なく、立候補者の公平性の確保や導入経費などの課題があるが、前向きに検討したいとの答弁がありました。

「議第36号」では、物価高騰対策の一環として実施したおこめ券配布事業において、「おこめ券」紛失事案が発生したことを真摯に受け止め、市長、副市長自ら責任の所在を明らかにするため、市長は、令和8年2月分から令和9年3月分までの給料月額を減額するとともに副市長は、令和8年2月分及び同年3月分の給料月額を減額する措置を講じる関係条例の一部改正を専決処分したものの説明がありました。

委員から、今回の専決処分の理由についての質疑があり、当局から事案発覚後、直ちに調査し、逸早く公表を行ったが、公表段階において責任の所在を明らかにするとともに、市の損失額についても具体的な措置を明確化し、その実現を確約できなければ、市民の理解が得られないと判断し、議会を招集する時間的余裕がない緊急性を伴う対応が必要であったことにより、専決処分を行ったとの答弁がありました。

答弁を受け、専決処分の内容は理解できるものの、原則は、議会の審議に諮るべき議案であることを勘案し、今後、地方自治法第179条の規定に基づく専決処分を行う事務が生じた時には、適合性を慎重に判断するとともに、議会に対しても十分に説明を行い、理解を得た上で専決処分を行うよう努めていただきたいとの意見がなされた次第であります。

以上、1件の条例議案及び5件のその他議案におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決定した次第であります。

以上、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。何卒、議員各位のご賛同をお願いいたします。